

『わたし』に葛藤を読む ー『ガーロコイレ』五章の試みー

佐久間 寛

発展途上国に関する優れた著作に与えられる「発展途上国研究奨励賞」（アジア経済研究所主催）も三五回を数える。今年は、名古屋大学大学院国際開発研究科准教授日下涉著『反市民の政治学 フィリピンの民主主義と道徳』（法政大学山出版局）および東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所助教佐久間寛著『ガーロコイレ ニジエール西部農村社会をめぐるモラルと叛乱の民族誌』（平凡社）の二作品の受賞が決まった。去る七月一日、表彰式に引き続き日下、佐久間両氏の受賞記念講演が行われた。前月号に引き続き今月号では佐久間氏の講演をお伝えする。

●はじめに

ガーロコイレ。これはそもそも西アフリカ・ニジエール共和国西部にある行政村の名です。私は当村で二〇〇四年からの二年半、人類学的な住み込み調査を行ったのですが、そこは八年ほど前に、行政上二つの単位に分裂するという出来事を経験した村でもありません。このたび、発展途上国研究奨励賞受賞という荣誉にあずかった拙著『ガーロコイレ』は、この行

政村分裂を主題とした民族誌です。

人類学の学史に照らして、村の分裂を主題化することはそれほど特異な企てではありません。例えば、ターナーの古典的民族誌『アフリカの一社会における分裂と持続』（参考文献①）は、現ザンビアのンデブ社会で一村落が分裂を遂げていく過程の考察を通じて、出自原理と居住規則の葛藤という社会的ダイナミズムを精緻に描き

出しました。ただ、ここで言う「村」がいわゆる地縁単位の村であるのに対して、本書で言う「村」とはまづもって行政単位としての村でなく、社会内部の関係のみならず、社会と国家の関係を踏まえぬ限りは理解し得ない村の分裂です。こうした国家・社会関係をめぐる研究は現代人類学の主要なトピックのひとつであり、例えば一九九〇年代に盛んとなった「アフリカ市民社会論」では、ポスト

冷戦期アフリカにおける国家と社会の葛藤をめぐる研究が進められてきました。

一行政村の分裂という、一見取るに足らない出来事を主題化した理由は、こうした学史と関わっており。本書の一文を引きますと、「ガーロコイレとは国家と社会の葛藤が社会の内なる葛藤を連動的に引き起こした末に分裂した行政村であり、しかもこの二重の過程には、植民地化から独立を経て冷戦崩壊後の現在へと至る一連の史的過程が複雑に折り重なっている」ということです。逆にいえば、この重層的な葛藤のプロセス



の総体に肉薄できるからこそ、行政村分裂というミクロな出来事に注目したわけです。

本書にはもろもろの葛藤が記されています。ただし、最終的には全ての問題がただひとつの葛藤に収束していきます。土地です。土地をめぐる国家と社会の葛藤、社会内部の集団的葛藤、さらには社会を生きたる個の内面的葛藤こそが、複合的に行政村分裂という事態に帰結していくわけです。

ところが、こうした過程を論述するうえで、私はやっかいな方法論上の問題を抱えていました。住み込み調査を行っていた当時、行政村分裂に帰結する葛藤が、ほとんど私に語られなかったという問題です。つまり、資料がない。資料がないのにどうやって論じるのか。いろいろ考えた末に最終的にたどり着いたのが、資料が得られないという事態を資料化するという方法論でした。調査当時の私に、何がいかにか語られなかったかという点に注目して問題を論述することにしましたわけです。

本発表では、この方法論にとりわけ多くを依拠した最終一五章の記述に焦点をあてて、本書の概要を紹介してまいります。

●背景

ガールコイレに所在するニジュール北西部は、年間降雨量一五〇〜三〇〇ミリで、最も乾燥に強いとされる穀物トウジンビエがぎりぎり栽培可能な乾燥地帯です。ただし、この一帯にはニジュール川という大水源があり、ここではアフリカ原産の米、いわゆるグセラベリマ稲が栽培されてきました。ニジュール川流域では雨期と増水期の間に半年ほどのずれが生じるのですが、このずれを利用すると、灌漑設備を特に用いることなく、雨任せと川任せで稲作が可能なのです。ガールコイレは、こうした天水河水を利用した稲作がとりわけ盛んな村のひとつでした。

ところが、ガールコイレ村を含むニジュール川流域では、一九七〇年代末から一九九〇年代初頭にかけて灌漑農地の整備が推し進められ、天水稲作から灌漑稲作への転換が促されました。現在ニジュールの実に七〇％の米は、この灌漑農地で生産されているといわれます。

灌漑農地の整備は国家的な開発事業でした。この過程で土地は無償で国有化され、耕作者からは農地使用料が徴収されるようにな

ります。これを怠ると罰金、さらには農地の没収という制裁が課されます。つまり、農地整備とは実質的な国家による土地収奪でした。ただし、整備された農地は国家が直接管理したわけではなく、耕作者から構成される協同組合、より厳密には組合の低位組織ごとに出選される一〇名の代表によって管理されます。彼らが制裁措置を決定し、農地内で起きる係争を調停し、没収された農地を再分配します。こうして前例のない権力が誕生したわけです。

●騒動と分裂

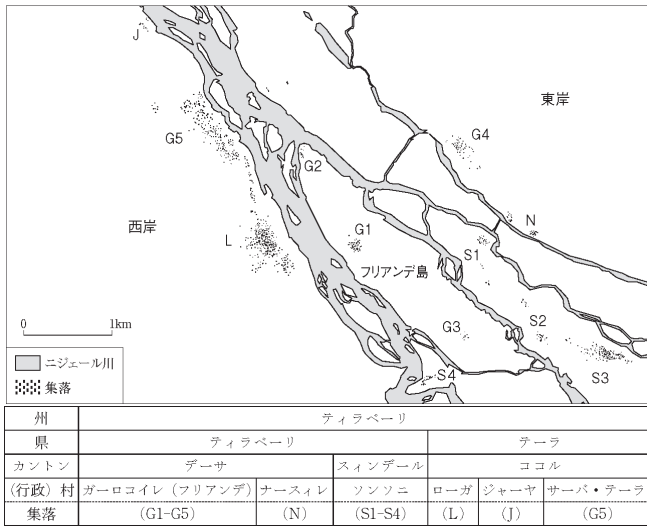
ガールコイレ村では、灌漑農地が整備された四年後の一九九五年に、大規模な騒動が生じました。通貨切り下げにともない米価が高騰する最中、農地内の複数の土地が没収されました。土地は慣例どおり代表によって再分配されますが、一部の組合員がこの没収・再分配措置を不正と主張し、代表に辞任を求めたのです。辞任に応じない代表に対し、反代表派の組合員は問題の土地を占拠し、農作業を開始しました。代表派と反代表派の対立は暴力的衝突が懸念されるほど深刻化し、最終的には司令

官が「ここではひとまず県知事だと理解していただきたいのですが――介入し裁判が行われた結果、問題の土地は両陣営に分与されたものの、代表は留任しました。現地語で「クーデター」や「叛乱」と称されるこの騒動が、行政村分裂のいわば「真相」です。

司令官は、土地を代表派と反代表派に分与することを条件に新たなもめ事を禁じますが、ガールコイレ村の村長が代表の後ろ盾であったと考えた反代表派は、この禁を破って行動を開始し、新村を創設してしまつた。こうしてガールコイレは分裂したわけです。

冒頭でも述べたように、ここでいう分裂とは地縁単位の分裂ではなく、行政単位の分裂です。これがどういふことか、もう少し具体的にみておきますと、地図（図一参照）にあるように、そもそもガールコイレは島嶼部、東岸、西岸に分散して所在していた行政村です。こうして別個に所在している地縁単位を、村から区別して「集落」と呼ぶことにしたいのですが、古典的な民族誌で言う村の分裂とは、もともとはひとつであった集落が複数の集落に分散していく過程を指します。

図 1 集落の分散と行政村の分裂



(出所) Google マップにもとづき筆者作成。

こうした集落の分裂は確かにガーロコイレ村でも生じており、その結果、ニジェール川を横断する形で複数の集落からひとつの行政村が構成されてきたわけです。ところが、行政村の分裂はこれとは異なります。G5の集落にご注目ください。この集落は行政村ガーロコイレの一部であると同時に、サーバ・テラという行政村の所在地でもあります。両村は県およびその下位の行政単位カントンのレベルからして、行政上の帰属が異なっています。これが行政

村分裂の結果、生じた事態です。行政村と集落の違いに注意してください。目でみて、他から区別できる集落としてはそのままですが、その自身が行政単位として分裂してしまったのです。目にみえる集落としてはひとつでありながら行政単位としては分裂しているということは、私のようなそ者がG5の集落を訪れても、そこに二つの行政村があることがすぐには分からないことを意味します。実際、私がそのことに気づいたのは調査を始めてだいぶたってから

のことで、この集落に二人の村長がいて別個に税金を徴収し、民事裁判を執り行っていることに気づいてからです。しかも、ひとつの集落に二人の村長がいることを、人々はあたかもそこに植民地化以前から二つの地縁集団があったことの結果であるように語り、近年、代表解任騒動の結果分裂したこ

とを語ろうとはしなかったのです。

具体的にいえば、代表解任騒動から行政村分裂に至る経緯を自ら私に語ってくれたのは、先ほど取り上げた語りの主一人だけでした。裏付け調査を進めてみるところ、これまでにない証言が次々に得られました。自分から語らなかつた者も、こちらから代表解任騒動について聞いただと、「それそれ、その騒動があったから分裂したのだ」と手のひらを返したように語りだす。

こうして集まった資料から再構成したのが先にみた真相ですが、調査当時の私は情報が集まれば集まるほど、ある懐疑にとらわれていきました。二年半の調査を通じてそれなりに親密な関係を築いてきたはずの人々に、自分は欺かれていたのではないだろうかという懐疑です。

いであり、土地の争いではなかつたと断言しています。ちょっと待って。代表解任騒動は代表による農地の再分配を不当と主張する組合員が引き起こしており、土地は最大の争点だつたではないか。なぜこのようなあからさまな嘘をつくのだろうか。

これほど顕著な例はまれだったものの、行政村分裂をめぐる語りでは、同様の現象が頻繁に生じていました。注意したいのは、ただ何も語られなかつたわけではないという点です。代表の地位といつた人をめぐる争点は雄弁かつ多弁に語られました。それが語られれば語られるほど、語られぬまま寡黙と沈黙のなかに閉ざされていく事柄がある。それが土地です。

● 制度と葛藤

実は、土地をめぐる情報が秘匿されることは、この社会の土地制度のあり方そのものと密接に関わっています。これは本書第四部の主題であり、その細部までご紹介する時間の余裕はありませんが、かいつまんで言いますと、西洋近代的な法概念において、土地は動産と同じく排他的な所有の対象であるのに対し、ニジェール西

部農村社会では土地が他者からの贈与物である故に、いつか誰かに奪われるかもしれない危険性を秘めた財として想像されているのである。

注意したいのは、ここでいう贈与が所有権の永続的譲渡を意味しない点です。従って、数世代にわたって相続され、私のような外部者には明らかに特定の人物の所有地に見える土地であっても、当事者はそれが数世代前の祖先に贈与された土地であるが故に、いつか取り返されるかもしれないと感じているわけです。

土地の与え手によってその土地を取り返されることや奪われることを、現地ソンガイ語で「受けとる(ᄃᄂ)」と言います。この土地の「受けとり」を、人々は強く恐れています。興味深いことに、ニジエール西部農村研究では、少なからぬ研究者が土地の所有・貸借関係をめぐる調査に失敗しており、しかも今から五〇年ほど前に人類学者オリヴィエ・ド・サルダが指摘したところによれば、こうした失敗は研究者による調査が土地の「受けとり」につながりかねないと人々に解釈されたために生じていたとのこと(参考文献

献②)。失敗したのは、私だけではなかったのです。

では、一体誰が誰の土地を奪うと想像されているのかというと、ひとまずは後着の異民族にとつての先着民族や、奴隷にとつての主人などがその典型だといえます。また、人類学・歴史学研究でフランス植民地期から論じられてきたところによれば、この地域では村長やその上位の行政単位カントンの首長が土地に対して伝統的な権威を持つてきたとされますが、こうした首長の権威にも土地を奪う者に対する恐れが関わっていたと推定できます。

ただし、こうした関係は必ずしも固定的であったわけではなく、むしろ時と場所に依りて刻々と変化してきたものです。一例にあげると、ニジエール川島嶼部から西岸に向けた農地の拡大という問題があるのですが、ここでは、島では土地を「受けとる」立場にある首長一族こそが、土地を「受けとられる」後着の異民族となり、いち早く西岸の土地を獲得することに成功した島嶼部出身の異民族や奴隷が土地を「受けとる者」になるといって、いわば逆転現象が生じていました。

このように、土地を「受けとる者」と「受けとられる者」の関係は流動的であり、首長であれば常にどの土地に対しても無条件に権威を持つとか、奴隷は常に土地なし農民で弱い立場に置かれているといった、そういう単純なものではないのです。しかし、誰が誰の土地を「受けとる者」となるかは時と場所によって変化するように、土地を「受けとる者」と「受けとられる者」をめぐる葛藤の構図だけは常に一貫しています。重要なのはこの点です。

同様のことが、近代的な国有農地内の土地についてもいえます。どういうことかという点、要するにここでは灌漑農地の整備とともに導入された協同組合制度の枠内で、土地を「受けとる者」と「受けとられる者」の関係が再生産されています。協同組合員にとつての代表とは、規則の違反者から土地を仮借なく奪う制裁者として想像されており、しかもそうした想像力を喚起するような制度が作り出されてきました。さらに重要なことには、図2に挙げた語り示されているとおり、人々は代表について噂することや語り、土地の没収に直結しかねない

と考えています。つまり、土地を奪う者について語ることは現実土地を奪われることと、連続して捉えられているわけです。

●「わたし」とは何者であったか

こうして土地制度の特質を概観してみると、代表解任騒動という行政村分裂の経緯が私のような者に語りられなかったことにも、それなりに合点がいくのではないでしようか。土地をめぐる社会内部の根深い葛藤があるからこそ、人は外部者に語らなかつたというわけです。ただ、それだけのことなら、私の個人的な調査の経験

図2 代表をめぐる語り

灌漑農地の持主は[...]代表の話をしていて、ある代表が来るのをみただけでも、[...]黙るか話題をかえる。きかれないように。きかれたら、彼は代表たちを罵っているとさえ、その仲間に誰誰が馬鹿にしまわっていると、罰金を科すからだ。[...]払わないばあ、農地は受けとられる。そう、だからみな代表を恐れるんだ。

⇒土地を奪う者について語ることは、現実に土地を奪われることとは連続

(出所) 筆者作成。

民族誌に記す必要はなかったのか
もしれません。

そもそも、世界中の誰にとつても他人に話したくない過去はある。それが現在まで続く葛藤の記憶ならなおさら語られないはずです。しかし、行政村ガローコイレの分裂の「真相」が語られなかったことには、そうした一般論によつては解消しきれない問題があり、故により踏み込んだ考察を行う必要がありました。

実は、行政村分裂の真相を追求していた当時、私自身が土地を奪う何者かとみなされていた節があるのです。ただし、その「何者か」とは、後着民族にとつての先着民族でも、奴隷にとつての主人でも、組合員にとつての代表でもありませんでした。では一体何者なのでしょう。

そもそも私は、調査の開始からその最末期まで「白人 (annasara)」と呼ばれ続けました。ここでいう白人とは、身体形質の相違としてイメージされる白人というよりは、西欧近代的な生活を営む人々全般を指します。従つて、たとえ風貌が黒人であっても、都市住民や給与所得者などは、脈絡によつて白人と呼ばれま

す。

そうした意味での白人の典型にあたるのが、前述の「司令官」です。これはフランス語の *commandant*

に由来する多義的な語ですが、典型的にはフランス植民地期以来、カントン以上の行政単位を統括してきた外来の白人の行政官を指し、独立後の州・県知事を指します。村やカントンといった伝統首长によつて解決できない係争とりわけ土地係争を解決してきたのはこの司令官です。そして代表解任騒動とは、この国家的審級による介入を招いたガローコイレ村では、前代未聞の出来事でした。

恐らく私は、行政村分裂の真相を追求する過程で、司令官に近い何者かとみなされてきました。先述のとおり、騒動の調停に訪れた司令官は、土地の分与を条件にそれ以上のもめ事を禁じました。行政村を分裂させ新村を創設することとは、この禁を破つて実行されたもめ事であり、それから八年後、同村を初めて訪れた白人が私でした。そのうえ、人類学徒を自任するこの白人は、司令官と同じく村の外部からやってきて、何があつたのかと真相を追及した後、村から去つて行く何者かでした。贈与

された土地で農耕を営むことはなく、故にその土地を奪われる恐怖とも無縁でした。こうしてみると、人々が私を司令官と同じ社会の外部に位置する存在、何の補償もなのまま土地を奪い灌漑農地を整備した国家を体現する審級とみなしたとしても、特に不思議はなかったといえます。つまるところ、私は土地をめぐる社会的葛藤を外部から観察していたつもりが、いつの間にか土地をめぐる国家と社会の葛藤のなかに埋め込まれていたのです。それが、「わたし」という資料に書き込まれていた葛藤だったのです。

●おわりに

まとめに入ります。行政村ガローコイレ分裂の背景にあつたのは、国有灌漑農地で起きた代表解任騒動という実質的な土地係争です。ただしその根底には、時と場合を超えて再生産され、ニジェール西部の農村社会の動態を基礎づけてきた、土地を「受けとる者」と「受けとられる者」の葛藤が控えていました。その葛藤は行政村分裂後も存続しており、それ故に私には行政村分裂の真相が語られないという事態、たとえ語られた

としても肝心の土地の問題は秘匿されるといふ事態が生じました。つまり、土地係争に関する情報が得られなかったのは、研究者自身が土地をめぐる葛藤に巻き込まれていたことの証左だったのです。

以上が、一五章を中心に再構成した本書の概要ですが、こうした内容を踏まえて、どのような問題提起ができるのか。せっかくの機会ですから少し大胆に申し上げますと、ひとつには、現代アフリカ諸社会を捉えるために、想像力に注目することの重要性を主張したいと思います。行政村分裂の真相を追及していく過程で、私は灌漑農地を整備した国家と同じく、社会の外部から到来する土地の収奪者とみなされるようになってきました。もちろん、このことは私に土地を奪う意図が実際にあったことを意味しません。そのようなことはできるはずもないし、したくもありません。ただ、注意したいのは、だからといって私が土地収奪者とみなされていたことを、荒唐無稽な空想と切り捨てることはできないという点です。

別の例を挙げましょう。例えば、代表解任騒動は、協同組合代表に自らの農地を奪われることを懸念



した組合員によって引き起こされた出来事です。実をいえば、代表が本場に農地を奪おうとしていたか否かなど、誰にも分かりません。確かなのは、組合員側がこのままでは自分たちの土地が「受けとられる」と確信したという点です。この確信を成り立たせていたのは、必ずしも現実化するわけではない将来に対しての想像力です。想像力とは、虚構ではなく、むしろ現実を構成する力です。そうした人々の想像力に捕らえられている限り、確かに私は司令官と同じ土地収奪者だったといえます。蛇

足を承知で付け加えておくと、そもそもニジェールで灌漑農地の整備が進むのは一九七〇年代末以降のことですが、この大規模な農村開発はニジェール北部で新たな鉱物資源ウランの採掘が本格化して初めて可能になったものです。ニジェールで初めてウランの自主開発輸入に成功し、以後、同国の主要輸出国であり続けている国は、近年、世界史上最悪の原発事故を起こした極東のアジアの島国です。中心と周辺といった大まかな構図のなかで捉えるなら、この国の住民を、土地を奪う側に位置づけることは、あながち不当とはい

い切れなかったわけです。いまひとつ問題提起しておきたいのは、ニジェール西部農村社会の土地制度のあり方から照らし出されてくるモラルの重要性についてです。限られた時間のなかで全体像を示すため、本発表のなかでは極力省いてきましたが、そもそも土地を「受けとられる」ことに対する恐怖とは、その土地がかつて誰かから「与えられた」ものだという感覚、つまり他者に対する負債感と表裏一体の関係にあります。土地を惜しみなく与えた贈与者であるからこそ、彼は土地を仮

借なく奪う制裁者となるのです。たとえ初発の贈与が数世代前に行われたものだとしても、その負債感が絶えることはなく、故に人は何者かにその土地を奪われるのではないかと想像する。つまり、この社会の土地制度は、他者に負うことなくして土地は得られないというモラルに支えられているわけです。

こうした土地制度のあり方は、近代市場社会における私的所有原理とは異質です。「神聖にして不可侵」というフランス人権宣言の規定に象徴されるように、この原理は排他的な所有主体を仮構することの上に成り立っています。灌漑農地の整備にともなう土地の国有化も、国家を農地の排他的所有主体とする点では変わりがありません。

近年世界では、財、土地、あるいは領土といった問題をめぐり、他者を排する政治的・経済的な力が、かつてなく強まっているように感じられます。だとすれば、他者を排するのでなく、他者に負うという経験に発したニジェール西部農村社会のあり様に注目することには、一地域研究の枠組を超えた価値があるといえるのではない

でしょうか。発表は以上です。ご清聴ありがとうございました（拍手）。

日時：二〇一四年七月一日（火）

一四：〇〇～一五：四〇

場所：ジェットロ本部5AB会議室

（さくま ゆたか／東京外国語大学
アジア・アフリカ言語文化研究所
助教）

《参考文献》

① Turner, V. W. *Schism and Continuity in an African Society: A Study of Ndembu Village Life*. Manchester: Manchester University Press, 1957.

② Olivier de Sardan, J.-P. *Système des relations économiques et sociales chez les Wogo (Niger)*. Paris: Institut d'ethnologie, 1969.

③ 佐久間寛「ウラン開発と福島原発事故：ニジェールを事例に」『経済』No.二二五、二〇一四年、八四～九六ページ。